

○門真市自転車安全利用に関するマナー条例

平成27年9月29日門真市条例第22号

改正

平成28年6月22日門真市条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全利用の推進に関し、市、自転車利用者等の責務を明らかにするとともに、自転車の安全利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全利用に関する教育、啓発等及び環境の整備等を図るための諸施策を推進し、もって市民の交通安全の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車利用者 本市の区域内において自転車を利用する者（本市の区域内を通過する者を含む。）
- (3) 保護者 親権者、後見人その他未成年者を保護する責任を有する者をいう。
- (4) 事業者 本市の区域内において事業を行う個人又は法人をいう。
- (5) 自転車販売業者 本市の区域内において自転車の販売を業とする者をいう。
- (6) 自転車貸出業者 本市の区域内において自転車の貸出しを業とする者をいう。
- (7) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。
- (8) 保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の保育のための施設等をいう。
- (9) 自転車事故の保険等 自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償し、及び傷害を補償するための保険又は共済をいう。
- (10) 灯火 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第18条第1項第5号に規定する公安委員会が定める灯火をいう。
- (11) 制動装置 道路交通法第63条の9第1項に規定する内閣府令で定める基準に適

合する制動装置をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導
- (2) 地域における自転車の安全利用に関する活動の支援
- (3) 自転車への灯火の備付け、自転車の点検整備の実施及び自転車事故の保険等への加入の勧奨
- (4) 自転車の安全利用を促進するための道路環境の整備
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項に規定する施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体と緊密な連携を図り、必要な協力を求めるものとする。

(自転車利用者の責務)

第4条 自転車利用者は、道路交通法その他の法令及び次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩道において自転車の進行が歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、歩行者の安全の確保に十分に配慮すること。
- (2) 障害者、高齢者又は乳幼児のそばを通行するときは、特にその安全に配慮すること。
- (3) 商店街、鉄道駅構内等人通りが多い場所を通行しようとするときは、自転車を押して歩くこと。
- (4) 車道を通行するときは、左側を通行すること。
- (5) 傘を差す等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で運転をしないこと。
- (6) 携帯電話等で通話し、又はこれに表示された画像を注視しながら運転をしないこと。
- (7) 警音器、緊急自動車用のサイレン、警察官の指示等安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような音量で、ヘッドホン、イヤホン等を使用しながら運転しないこと。
- (8) 自転車事故の保険等に加入すること。ただし、当該自転車利用者以外の者により、自転車事故の保険等に加入しているときは、この限りではない。

- (9) 利用する自転車に灯火を備え付けるとともに、当該自転車の両側面に反射器材を装着するよう努めること。
- (10) 利用する自転車の盗難防止に努めること。
- (11) 利用する自転車にひったくり防止カバーを着用するよう努めること。
- (12) 利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備をするよう努めること。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、その保護する子に係る自転車事故の保険等に参加すること。ただし、当該保護者以外の者により、自転車事故の保険等に参加しているときは、この限りではない。

- 2 保護者は、その保護する子に対し、自転車の安全利用に関する教育及び指導に努めなければならない。
- 3 保護者は、その保護する13歳未満の子が自転車を利用するとき又は6歳未満の子を自転車に乗せるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 4 保護者は、降雨時にその保護する13歳未満の子が自転車を利用するとき又は6歳未満の子を自転車に乗せるときは、レインコートを着用させるよう努めなければならない。
- 5 保護者は、その保護する子が利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備をするよう努めなければならない。

(自動車等運転者の責務)

第6条 自動車及び原動機付自転車の運転者（以下「自動車等運転者」という。）は、自転車の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。

- 2 自動車等運転者は、自転車の利用において特に他の模範となるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、自転車を利用する従業員に対し、第4条に規定する事項の周知、自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導に努めなければならない。

(自転車販売業者の責務)

第8条 自転車販売業者は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする

者に対し、第4条に規定する事項の周知、自転車への灯火の備付け、自転車の両側面への反射器材の装着及び自転車事故の保険等に関する情報の提供に努めなければならない。

- 2 自転車販売業者は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対し、制動装置を備えていない自転車を販売してはならない。

(自転車貸出業者の責務)

第9条 自転車貸出業者は、その貸し出す自転車に灯火を備え付け、当該自転車の両側面に反射器材を装着するとともに、当該自転車について自転車事故の保険等に加入するよう努めなければならない。

- 2 自転車貸出業者は、貸出しを受けて自転車を利用しようとする者に対し、自転車の安全利用に関する啓発に努めなければならない。

(学校及び保育所等の責務)

第10条 学校及び保育所等(以下「学校等」という。)は、その学校等に通学及び通所する者に対し、自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導に努めなければならない。

- 2 学校等は、生徒又は学生に対し自転車による通学を認めるときは、必要な教育を行うとともに、自転車の安全利用を確保する措置を講じるよう努めなければならない。

(市及び所轄警察署の施策への協力)

第11条 自転車利用者、保護者、事業者、自転車販売業者、自転車貸出業者及び学校等は、市及び所轄警察署が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(細目)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成27年9月29日門真市条例第22号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月22日門真市条例第22号)

この条例は、平成28年7月1日から施行する。